

「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（令和7年10月21日付け厚生労働省医政局長通知）

1. 制度の概要

臨床研修の実施や臨床研修病院の指定を受けようとする場合の手続等は、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）及び「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）に規定されている。

2. 改正の趣旨

今般、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、基礎研究医プログラムの設置病院の要件、外国臨床研修病院の指定基準及び令和9年度広域連携型プログラムの方針について審議され、了承されたことに伴い、施行通知の一部を改正するもの。

3. 改正の内容

（1）基礎研究医プログラムに係る規定の変更（施行通知第2の5（1）ア（㍿））

基礎研究医プログラムの設置病院の要件について見直しを行った。

（2）外国臨床研修病院に係る規定の変更（施行通知第3の1（2）ア）

外国臨床研修病院の指定基準について見直しを行った。

（3）広域連携型プログラムに係る規定の変更（施行通知第5の3（2））

広域連携型プログラムの当面の取扱いについて見直しを行った。

4. 施行日

令和7年10月21日

ただし、上記3の（2）については令和10年4月1日